

日光国立公園尾瀬地域管理計画書（平成9年9月）（抜粋）

- 1 管理の基本的方針
- 2 風致景観の管理に関する事項
- 3 地域の開発、整備に関する事項
- 4 土地及び事業施設の管理に関する事項
- 5 利用者の指導等に関する事項
- 6 地域の美化修景に関する事項

（１）美化清掃計画

（２）ゴミの持ち帰り運動について

（３）植生復元事業について

植生復元事業については、次の事項に配慮し事業展開を図るものとする。

ア 植生復元事業のうち、ミスゴケが本来生育していた場所については、ミスゴケのマットが形成されるまでとする。

イ 植生復元事業に必要な種子や苗の採取は、可能な限り現地において採取するものとする。

ウ それぞれの地域（アヤメ平、至仏山、沼尻・白砂湿原周辺、赤田代周辺等）において植生復元事業の成果を高めるため、環境庁、福島県、群馬県、尾瀬林業株式会社、尾瀬山小屋組合等の関係者との間で報告書の交換等による情報交換や相互協力を図るものとする。

（４）移入植物の駆除について

特別保護地区及び尾瀬沼集団施設地区へ移入植物が侵入し、生態系を攪乱することを可能な限り抑えるため、「駆除すべき移入植物一覧(*)」に定めるとおり駆除を行う。

また、コカナダモ等現在繁茂状況が停滞・衰退しており、特段尾瀬本来の生態系に対し影響を与えていないと思われる移入植物については、その生育状況や動態について監視するものとする。

(*) 15種46種について駆除法とともに記載

（４）稀少種の保護

オゼソウ、シブツアサツキ、コマクサ等、絶滅のおそれのある種や稀少種については厳正に保護を図る。

また、これらの種について増殖を実施しようとする場合には、次の点について専門家による慎重な検討を行う。

なお、尾瀬地域より消失した種を再導入する場合も同様とする。

ア 増殖事業を実施することの是非

イ 増殖事業の実施方法（特に、異なる形質を持つ種子・苗の持ち込みや、他の既存種への圧迫等の生態系に新たな混乱を引き起こさないよう配慮する。